

2 悪臭

2. 悪臭

悪臭は人に不快感を与える臭気のことです。人により感じ方が違うため感覚公害の一つです。悪臭発生源は多種多様で、においの原因物質も数十万種あるといわれています。

全国的にも畜産業や工場に対する苦情の割合は減少し、サービス業等に対する苦情の割合が増加する傾向にあります。これらの悪臭は特定悪臭物質として規制基準値が設定されていない未規制物質によることが多いことや多数の悪臭物質からなる複合臭が原因であることが多いため、平成7年4月の悪臭防止法の改正により、人の嗅覚を用いて悪臭の程度を評価する「臭気指数規制」が追加され、全国で導入が進められています。

松戸市でも平成19年3月に「臭気指数規制」を導入し、平成19年8月1日から施行されています。

悪臭防止行政のあゆみ

昭和46年6月	悪臭防止法公布(昭和47年5月施行) 悪臭物質として、アンモニア等5物質を指定
昭和50年5月	規制地域の指定等を千葉県が告示(松戸市等9市町)
昭和51年9月	悪臭防止法施行令一部改正(昭和51年10月施行) 二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの追加
昭和56年6月	千葉県が工場・事業場の悪臭防止対策の指導目標値を示した「悪臭防止対策の指針」を作成
平成元年9月	悪臭防止法施行令一部改正(平成2年4月施行) プロピオン酸等4物質の追加
平成5年6月	悪臭防止法施行令一部改正(平成6年4月施行) トルエン等10物質の追加
平成6年4月	悪臭防止法施行規則一部改正(平成7年4月施行) 排水中のメチルメルカプタン等4物質の規制基準設定方法の追加
平成7年4月	悪臭防止法一部改正(平成8年4月施行) 嗅覚測定法による規制(臭気指数規制)の導入 日常生活上の悪臭防止について国民の責務の追加
平成19年3月	松戸市を臭気指数規制地域とする千葉県の告示(平成19年8月施行)
平成24年4月	第2次地域主権一括法により悪臭防止法に基づく規制地域等の指定権限が市に移譲
平成28年8月	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部改正

2. 悪臭

(1) 法令に基づく届出・指導状況

悪臭防止法では規制地域内の全ての工場・事業場が規制対象となります。法に基づく事前の届出制度はありませんが、規制地域内の工場・事業場は規制基準を遵守する義務があります。

悪臭防止法に定める臭気指数規制における規制基準

規制地域の区分	規制区分	敷地境界	気体排出口	排水
第1,2種低層住居専用地域 第1,2種中高層住居専用地域 第1,2種住居地域 準住居地域		12	悪臭防止法 第4条第2項 第2号で 定める方法	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域		13	同上	29
工業専用地域		14	同上	30

臭気指数

においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気(水の場合は無臭の水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)から算出した数値のこと。

臭気指数 = $10 \times \log(\text{希釈倍率})$

臭気指数の目安

15 倍希釈 ⇒ 臭気指数 12

25 倍希釈 ⇒ 臭気指数 14

松戸市公害防止条例では悪臭を発生する施設・作業を特定施設または特定作業に定め、届出を義務づけています。

なお、条例に基づく令和6年度の届出総数は23件でした。特定施設設置届は0件、特定作業実施届は0件でした。

松戸市公害防止条例に係る悪臭の特定施設届出状況(令和7年3月31日現在)

施設の種類の区分	届出内訳	工場 総数	施設 総数
食料品製造の用に供する施設		8	10
繊維工業の用に供する施設		1	2
木材若しくは木製品の製造又は紙若しくは紙加工の製造の用に供する施設		5	26
出版・印刷又はこれらの関連作業等の用に供する施設		3	9
化学工業の用に供する施設		6	26
ゴム製品の製造の用に供する施設		6	36
窯業又は土石製品製造の用に供する施設		9	15
鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設		53	254
土砂置場(建設作業現場内のものを除き、継続的に使用する場所であって、 面積が100平方メートル以上であるものに限る。)		24	25
その他の製造の用に供する施設		12	17
実 数		127	420

松戸市公害防止条例に係る悪臭の特定作業届出状況(令和 7 年 3 月 31 日現在)

作業の種類	届出内訳	工場 総数	作業 総数
金属の表面処理		2	1
鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造		1	1
農薬又は化学肥料の製造又は加工		0	0
綿の製造又は再生		0	0
金属箔又は金属粉の製造又は加工		0	0
石綿、岩綿、鉱さい綿又は石こうの製造又は加工		0	0
合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造		13	33
動物質廃棄物の焼却作業		1	1
ゴム製品の製造又は加工		1	1
ドライクリーニング		39	39
動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造又は加工		0	0
動植物油の精製		0	0
油かんその他のあきかんの再生		0	0
油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造		3	3
金属の圧延又は熱処理		0	0
自動車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項 9 号に規定する 自動車をいう。)を解体する作業		1	1
羊毛、羽毛又は皮革の洗浄又は加工		0	0
たん白質の加水分解		0	0
畜産に係る作業(牛の飼養頭数が 10 以上、豚の飼養頭数が 30 以上又は鶏の 飼養羽数が 100 以上のものに限る。)		0	0
その他の作業等		9	27
実 数		70	107

悪臭防止法に基づく立入検査等実施状況(令和 6 年度)

	事業所数	臭気指数測定検体数			
		敷地境界	排出口	排出水	その他
立入検査数	2	2	0	0	0
規制基準違反数	0	0	0	0	0

2. 悪臭

【Memo】